

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年6月1日（金）午前9時55分頃、周南市糺町1丁目17番地ピピ510駐車場北ゲート出入口付近において、福祉医療部生活支援課職員の運転する公用車が駐車場出口から市道遠石江口線に出るため発進しようとした際、歩道を直進してきた自転車と接触し、自転車が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

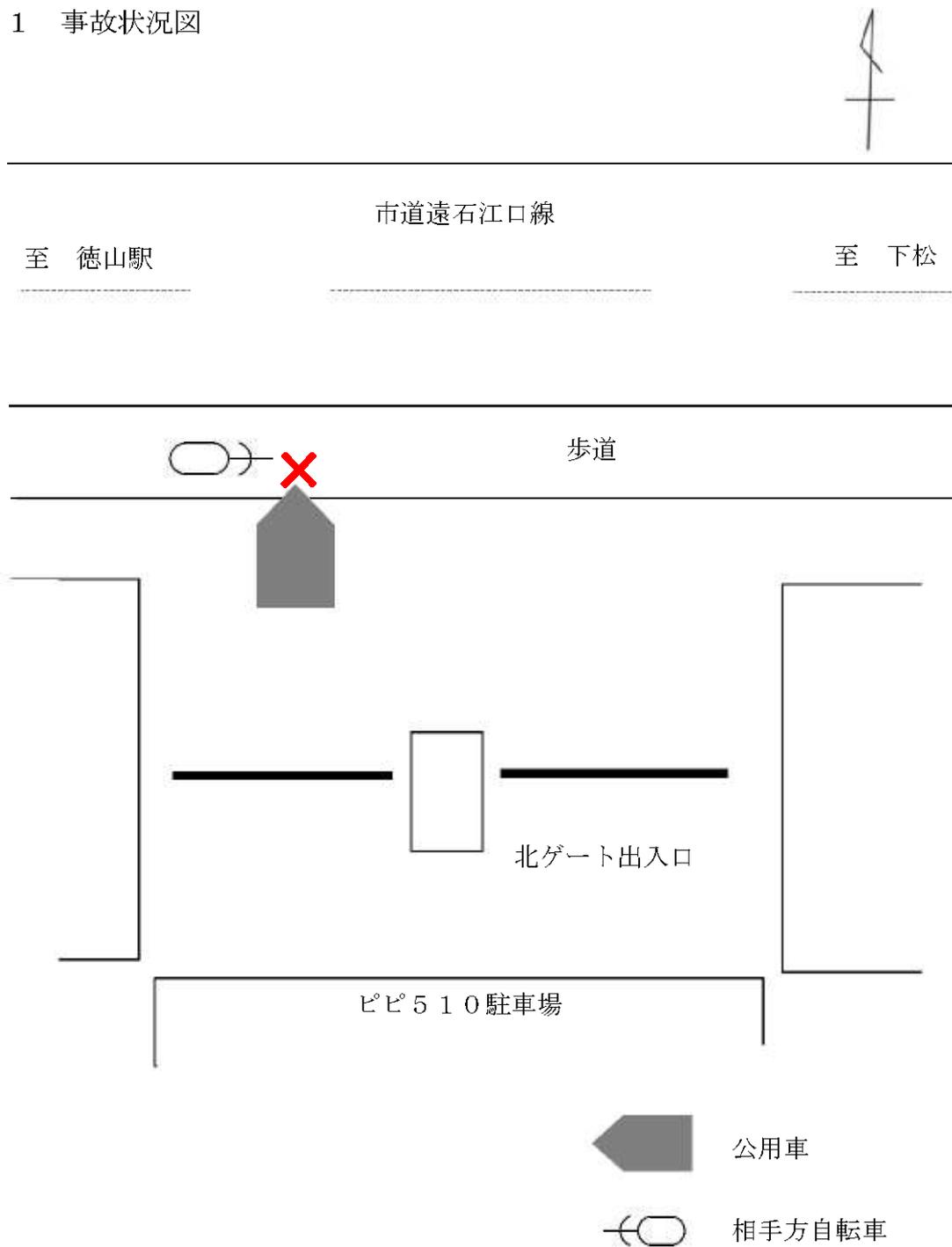
¥10,346-

2 専決処分の年月日

平成30年8月10日

(参 考)

1 事故状況図



2 市の過失割合

100%

3 損害賠償に係る補填財源

市有物件災害共済会災害共済金 ¥10,346-